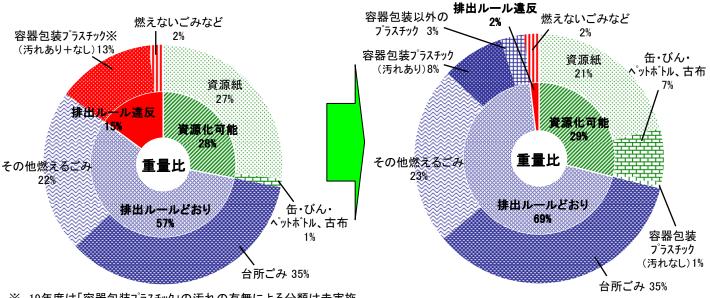
# ③平成19年度と平成23年度の家庭系ごみ(燃えるごみ・燃えないごみ)の組成比較

実施施策: 平成20年11月 指定袋制度実施、大型ごみの申告有料収集 平成23年 4月 「容器包装プラスチックの分別収集」の全市実施 「容器包装プラスチック以外のプラスチック」の分別区分を「燃えるごみ」に変更

#### 平成19年度の「燃えるごみ」

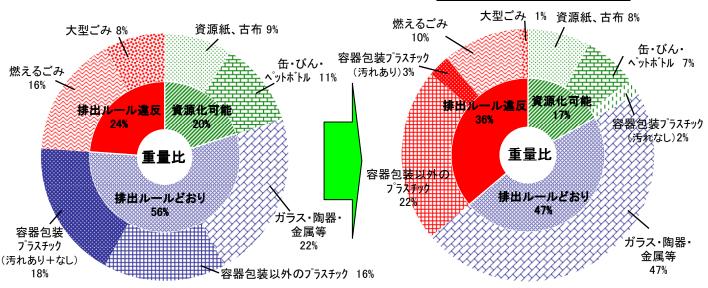
### 平成23年度の「燃えるごみ」



#### ※ 19年度は「容器包装プラスチック」の汚れの有無による分類は未実施

### 平成19年度の「燃えないごみ」

### 平成23年度の「燃えないごみ」



## <u>☆「燃えるごみ」の「排出ルールどおり」の割合が57%→69%に増えました。</u>

「燃えるごみ」として排出されていた容器包装プラスチックが、「容器包装プラスチックの分別収集」 の全市実施により、「資源」として分別排出されたことで、排出割合が減りました。 また、「容器包装プラスチック以外のプラスチック」の分別区分を「燃えるごみ」に変更したため、 「容器包装プラスチック以外のプラスチック」の排出割合が0%から3%に増えました。

# ☆「燃えないごみ」に含まれる「燃えるごみ」・「大型ごみ」・「缶・びん・ペットボトル」の割合が <u>35%→18%に減りました。</u>

平成20年11月からの「指定袋制度実施」により、プラスチック類以外は、「排出ルール違反」の割合が 減りました。

## ☆「燃えないごみ」に含まれるプラスチック類(排出ルール違反)の割合が27%もあります。

平成23年4月からの排出ルールの変更により、「容器包装プラスチック」の排出割合は、18%から 5%(汚れあり+なし)に減りましたが、「容器包装以外のプラスチック」の排出割合は22%もあります。 それを併せると、「燃えないごみ」に含まれるプラスチック類の割合は27%になります。